

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和7年3月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

6番、佐々木慶一君及び7番、澤山美恵子君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月14日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの16日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので御覧願います。

次に、本日まで受理した請願はありません。

陳情等につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手沿岸南部広域環境組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告のとおりですので御覧願います。

---

○

日程第4 町長並びに教育長施政方針演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長並びに教育長施政方針演述を行います。

初めに、町長の演述を求めます。町長。御登壇願います。

○町長（平野公三君） [演述書のとおり]

○議長（小松則明君） 次に、教育長の演述を求めます。教育長、御登壇願います。

○教育長（松橋文明君） [演述書のとおり]

---

○

日程第 5 報告第 1号 「大槌町地域公共交通計画」の変更に係る報告について

日程第 6 報告第 2号 「元気活きいき大槌21プラン（第3次）」の策定に係る報告について

日程第 7 報告第 3号 「第3期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る報告について

日程第 8 報告第 4号 「大槌町教育大綱」の策定に係る報告について

日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について

日程第10 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

日程第11 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦について

日程第12 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦について

日程第13 議案第 2号 大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて

日程第14 議案第 3号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第15 議案第 4号 大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第 5号 大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第 6号 大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第 7号 大槌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第 8号 大槌町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

て

- 日程第20 議案第9号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第10号 大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第11号 大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第12号 大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第13号 大槌町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第14号 大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第15号 大槌町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 日程第29 議案第18号 財産の処分について
- 日程第30 議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
- 日程第31 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
- 日程第32 議案第21号 令和6年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて
- 日程第33 議案第22号 令和6年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第34 議案第23号 令和6年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第35 議案第24号 令和6年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定

めることについて

日程第36 議案第25号 令和6年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

日程第37 議案第26号 令和7年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第38 議案第27号 令和7年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第39 議案第28号 令和7年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第40 議案第29号 令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第41 議案第30号 令和7年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第42 議案第31号 令和7年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第1号「大槌町地域公共交通計画」の変更に係る報告についてから、日程第42、議案第31号令和7年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで、38件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

諮問第1号から諮問第4号並びに議案第2号から議案第3号については町長、それ以外については総務課長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会におきまして、私からは6件の人事案件について、提案理由及び内容説明をいたします。

諮問第1号から第4号の人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号は、大萱生修一委員が令和7年6月30日で任期満了となることから、引き続きに委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は、赤崎仁一委員が令和7年6月30日で任期満了となることから、新たに栗澤 弘氏を推薦し、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号は、小林孝夫委員が令和7年6月30日で任期満了となることから、新たに木村里美氏を推薦し、議会の意見を求めるものであります。

諮問第4号は、三浦 一委員が令和7年6月30日で任期満了となることから、新たに谷藤怜美氏を推薦し、議会の意見を求めるものであります。

なお、各委員の任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日であります。

略歴については、別紙のとおりであり、人格、見識とも優れ、適格者と考えております。

議案第2号大槌町教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについては、松橋文明教育長が本年3月31日で任期満了となることから、引き続き教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

任期は本年4月1日から令和10年3月31日までの3年間あります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ、適格者と考えております。

議案第3号、大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、谷藤怜美氏が本年3月31日で任期満了となることから、引き続き委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

任期は本年4月1日から令和11年3月31日までの4年間あります。

なお、略歴については別紙のとおりであり、人格、見識とも優れ、適格者と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和7年大槌町議会3月定例会における人事案件を除く報告4件、議案28件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第1号から第4号は、大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき報告するものであります。

報告第1号は、「大槌町地域公共交通計画」の変更に係る報告について、報告第2号は、「元気活きいき大槌21プラン（第3次）」の策定に係る報告について、報告第3号は、「第3期大槌町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係る報告について、報告第4号は、「大槌町教育大綱」の策定に係る報告についてであります。

議案第4号大槌町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施

行され、国家公務員の旅費計算等に係る規定が政令で定められることから、本条例における引用先を政令に改めるものであります。

議案第5号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例については、令和7年度重点施策、人口減少に対応した地方創生への取組、地場産業拡充への取組等の推進体制を強化するため、協働地域づくり推進課及び文化活動交流施設における事務分掌の見直し等、所要の改正を行うものであります。

議案第6号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号大槌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号大槌町総合計画審議会条例の一部を改正する条例については、大槌町総合計画審議会の充実を図るため、委員の選出区分等を見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、道路交通法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号大槌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号大槌町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律により、引用する条文の繰下げが生じること及び下水道法の規定により、大槌町公共下水道事業計画の変更が認可されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号大槌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、水道法施行令及び水道法施行規則が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号大槌町監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律により、引用する条文の繰下げが生じることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号工事請負契約の締結については、大槌町防災行政無線設備更新工事に係る変更契約であります。

議案第17号工事請負契約の締結については、吉里吉里町営住宅改修工事に係る変更契約であります。

議案第18号財産の処分については、東日本大震災津波被災により建設した災害公営住宅を、東日本大震災復興特別区域法に基づき譲渡するものであります。

議案第19号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについては、金沢辺地に係る総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについては、徳並辺地に係る総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号から25号までは、各会計の令和6年度補正予算であります。

議案第21号令和6年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについては、事業費精査等に伴い、歳入歳出予算を5億3,685万5,000円減額し、歳入歳出総額を122億8,361万6,000円とするものであります。

第2条では、繰越明許費の追加7件、第3条では、地方債補正、変更4件であります。

議案第22号令和6年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、診療報酬支払保険者負担金等の増により、歳入歳出予算に7,175万8,000円

を追加し、歳入歳出総額を16億7,705万円とするものであります。

議案第23号令和6年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、介護サービス費等の計上に伴い、歳入歳出予算に6,306万3,000円を追加し、歳入歳出総額を15億6,896万1,000円とするものであります。

議案第24号令和6年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、事業費の精査に伴う補正であります。

収益的収入及び支出において、収入予定額から111万8,000円を減額し、予定額総額を3億216万1,000円とし、支出予定額から1,175万8,000円を減額し、予定額総額を3億5,482万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出において、収入予定額から2,094万6,000円を減額し、予定額総額を2,210万8,000円とするとともに、支出予定額から3,089万1,000円を減額し、予定額総額を1億3,219万7,000円とするものであります。

議案第25号令和6年度大槌町下水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、事業費の精査に伴う補正であります。

収益的収入及び支出ですが、公共下水道事業において、収入予定額から3,200万1,000円を減額し、予定額の総額を6億9,777万6,000円に、支出予定額から1,704万7,000円を減額し、予定額総額を7億1,273万円とするものであります。

また、漁業集落排水処理事業において、収入予定額を85万2,000円減額し、予定額総額を1億8,383万3,000円に、支出予定額を85万2,000円減額し、予定額総額を1億8,383万3,000円とするものであります。

さらに、資本的収入及び支出ですが、公共下水道事業において、収入予定額から1,004万円を減額し、予定額総額を4億3,005万5,000円に、支出予定額から1,436万6,000円を減額し、予定額総額を5億545万円とするものであります。

漁業集落排水事業において、収入予定額から914万7,000円を減額し、予定額総額を5,854万9,000円に、支出予定額から906万円を減額し、予定額総額を8,725万円とするものであります。

議案第26号から31号につきましては、各会計の令和7年度当初予算であります。

議案第26号令和7年度大槌町一般会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を103億8,000万円と定めるものであります。

第2条では、債務負担行為10件、第3条では、地方債15件であります。

議案第27号令和7年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を13億3,968万6,000円と定めるものであります。

議案第28号令和7年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,430万9,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ942万4,000円と定めるものであります。

議案第29号令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについては、歳入歳出予算の総額を1億6,151万8,000円と定めるものであります。

議案第30号令和7年度大槌町水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を、収入で2億9,709万9,000円、支出で3億5,217万5,000円と定めるものであります。

資本的収入及び支出の予定額については、収入で1億4,120万8,000円、支出で2億3,770万8,000円と定めるものであります。

第5条では、企業債1件であります。

議案第31号令和7年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについては、収益的収入及び支出の予定額を、公共下水道事業においては、収入で7億2,534万8,000円、支出で7億2,534万8,000円、漁業集落排水処理事業では、収入で1億8,239万7,000円、支出で1億8,239万7,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額は、公共下水道事業においては、収入で4億2,788万3,000円、支出で5億524万1,000円、漁業集落排水処理事業では、収入で5,523万9,000円、支出で9,294万6,000円と定めるものであります。

第5条では、債務負担行為2件、第6条では、企業債1件であります。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって、当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。後日予定しております予算特別委員会において、議事のスムーズな進行のため、前もって資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、3月3日月曜日午後5時までに必要な資料名を議会事務局へ申し出てください。

さい。

明日2月28日から3月3日までは議案思考のため休会とし、4日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午前11時12分